

注意喚起を行う場合

「午前中の早めの時間帯での注意喚起（これまでどおり）」

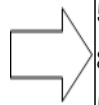
県内の一般環境局（※1）各局における午前5時、6時、7時の1時間平均値を求め、その中央値（※2）が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、なおかつ8時の値が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

「午後からの活動に備えた注意喚起（新たに追加）」

県内の一般環境局（※1）各局における午前5時から12時までの8時間平均値の最大値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

変更前

午前
5時～7時の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超かつ8時の値が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超
対象
大和局、榴岡局



変更後（平成25年12月21日～）

午前	午後
5時～7時の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超かつ8時の値が50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超	5時～12時の平均値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超
対象	対象
一般環境局（※1）の中央値（※2）	一般環境局（※1）での最大値

※1 県内の一般環境局・・・大和局・榴岡局・中野局・宮城局の4局

※2 中央値・・・平均値を大きい順に並べ、中央の順位となる値

注意喚起発出後の状況については宮城県のホームページで確認してください。

注意喚起が発令された場合の国が示した行動の目安

- ・ 不要不急の外出は控える。
- ・ 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- ・ 屋内でも喚起や窓の開閉を必要最小限にする。
- ・ 呼吸器系や循環器系の疾患のある方や、小児、高齢者は体調の変化に注意して慎重に行動する。

測定値（速報値）の公表について

下記リンクの環境省、宮城県のホームページで確認できます。

なお、下記リンクで公表している測定値は速報値であり、装置の保守点検等により、異常値を示す場合があります。

* PM2.5（微小粒子状物質）とは

大気中に漂う粒径2.5 μm （1 μm =0.001mm）以下の微小な粒子のことです。粒径が非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響などが懸念されています。

* PM2.5に係る環境基準（平成21年9月9日環境省告示第33号）

環境基準とは、環境基本法第 16 条第 1 項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましいとされている基準。PM_{2.5}については、1 年平均値が 15 μ g/m³ 以下(長期基準)であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m³ 以下(短期基準)であること。

※ 短期基準に関する評価は、測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセントイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1 日平均値）と比較する。

関連のリンク

- ・ [環境省 微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する情報（随時更新）](#)
- ・ [宮城県 保健環境センター大気環境部テレメータ室（随時更新）](#)

お問い合わせ

総務部 町民生活課

所在地 : 〒981-3392

富谷町富谷字坂松田 30 番地

TEL : 022-358-0511、0515

FAX : 022-358-3189

MAIL : tyouminseikatsu@town.tomiya.miyagi.jp